

# 令和7年度 非住宅建築物における奈良県産材を使用した木造化支援事業 募集要項

※本募集要項では下記の通り、用語を定義しております。

- 奈良県産材とは・・・奈良県産材証明制度（対象製品が県内の森林から産出された木材を製材加工したものであることを証明する制度）により産地証明された製品のうち、JAS 材もしくは奈良県地域認証材のこととします。  
本募集要項においては、JAS 材もしくは奈良県地域認証材以外の奈良県産材証明制度により産地証明された製品は該当しません。
- JAS 材とは・・・日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づき制定された日本農林規格の構造用製材、枠組壁工法構造用製材、構造用集成材又は構造用合板として格付が行われた製品のこととします。
- 奈良県地域認証材とは・・・奈良県地域材認証制度（奈良県産材であり、かつ強度や含水率等において一定の品質基準を満たしたものであることを認証する制度）により認証された木材のこととします。  
※認証材についての詳細は、奈良県地域材認証センターのホームページ（<http://www.nara-ninshozai.jp/>）をご覧ください。
- 構造材とは・・・木造軸組工法（壁構造系、軸構造系）及び木造枠組壁工法の構造耐力上主要な部分に使用されるものとします。

## 1. 受付期間

**令和7年4月21日（月）～令和7年9月30日（火）**

※先着順で受付いたします。

※受付期間内に、下記の6（1）に従って受付を完了させてください。

※受付期間内であっても、申込み件数が予算に達した場合は締め切らせていただきます。

## 2. 補助対象者

補助の対象となる者は、民間における非住宅建築物の新築、増築又は改築を行う当該建築物の所有者とします。

## 3. 補助対象建築物

次の要件を全て満たす建築物とします。

- (1) 奈良県内に所在すること。
- (2) 延床面積が 50 m<sup>2</sup>以上であること。（増築を行う場合は、増築部分の延床面積が 50 m<sup>2</sup>以上であること。）
- (3) 用途が次のいずれかに該当すること
  - ア 店舗
  - イ 事務所（専ら補助対象者及びその従業員が利用するものを除く）
  - ウ 宿泊施設（民泊（住宅の全部又は一部を活用した宿泊施設）を除く）

- 工 福祉施設
- 才 医療施設
- 力 その他不特定多数の者の利用が見込まれる施設

#### 4. 補助対象工事及び補助金額

補助の対象となる工事は、工事請負契約書又は請書が交わされるものとします。  
構造材に奈良県産材を 10m<sup>3</sup> 以上使用してください。  
 補助金額は構造材の種類と使用量に応じた下記の金額とします。

種類	構造材のうち奈良県産材の使用量	補助金額（円）
JAS 材	10m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> 未満	600,000
	20m <sup>3</sup> 以上	1,200,000
認証材	10m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> 未満	300,000
	20m <sup>3</sup> 以上	600,000

**※JAS 材、認証材のうちいずれか一つのみ選択可能**

**※奈良県産材証明制度において産地証明された木材であっても、JAS 材、認証材以外の木材は本補助金の対象となりませんので、ご注意ください**

#### 5. 他の補助金との併用について

非住宅建築物における奈良県産材を使用した木造化支援事業補助金は、同一の目的及び対象となる、他の補助金は併用できません。

#### 6. 手続きの流れ

##### (1) 補助金の交付申請

##### < 提出書類 >

**※書類の記載の仕方は、記載例を参照ください。**

- ① 非住宅建築物における奈良県産材を使用した木造化支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ② 構造材使用予定内訳書（第 2 号様式）
- ③ 付近見取図 **※申請する建築物を図示して下さい。**
- ④ 各階平面図
- ⑤ 建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証の写し  
 （建築確認申請を要しない場合：  
 建築基準法第 15 条第 1 項の規定により届け出た建築工事届  
 （ただし、行政機関が受理したことを確認できるもの）の写し）  
**※申請時に建築の確認又は届出が未済の場合、実績報告時に提出でも可**
- ⑥ 奈良県税に滞納のない書類（納税証明書）  
 （ただし、3 箇月以内に発行されたものに限る）

- ⑦ その他知事が必要と認めるもの
- ⑧ 申請書類確認書（提出書類のチェックシート）

### < 受付期限 >

**受付期間内**に、申請書の**受付を完了させること**。

**※申請受付日は、書類に記入間違い、記入漏れ、添付漏れ等無いことを確認した日となります。**

**書類の記入間違い、記入漏れ、添付漏れ等がある場合は受付できませんので、余裕をもった提出をお願いします。**

書類に不備がある場合は、書類の修正を依頼することがあります。

書類審査後、交付決定通知を行います。**通知後に工事事業者と契約し、工事に着手してください。（すでに工事の契約が完了している場合、申請はできません。）**

## (2) 現地確認

原則、現地確認を行います。交付申請された方に連絡し、確認日の日程調整等を行います。

### < 現地確認の時期 >

上棟後、内装工事に着手する前（補助対象となる構造材が確認できる状態の時）

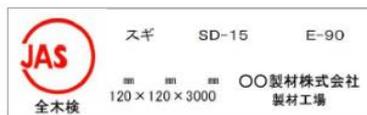
### < 現地確認当日の流れ >

#### (1) 部材の確認

担当者が建築現場に出向き、**補助対象部位ごとに、JAS マークもしくは認証材シールを確認します。**必要に応じて、納品伝票等の提示をお願いすることがあります。

（標記の例）※下記の標記と異なる場合もございます。

【JAS 材の場合】



【地域認証材の場合】

奈良県地域材認証センター	
<b>奈良</b>	
グレード	AAAA
含水率	SD20
ヤング係数	E90
樹種検査 施設名	
種 類	スギ
寸 法	4000 x 120 x 240
原木生産地	奈良県
製造業者名	

#### (2) 写真の撮影

補助対象部位ごとの木材の使用状況及び施工状況を写真撮影します。

## (3) 申請内容の変更

構造材のうち奈良県産材の使用量が増減する、又は構造材の種類を変更する（JAS 材を認証材に変更する等）により補助金額が増減する場合は、変更交付申請が必要となります。

ただし、予算の範囲内での変更となりますので、必ず事前にご相談ください。

### < 提出書類 >

- ① 非住宅建築物における奈良県産材を使用した木造化支援事業補助金変更交付申請書（第3号様式）
- ② 変更内容が分かる書類（交付申請書類の修正等）

< 提出期限 >

※申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに提出してください。

(4) 実績報告

< 提出書類 >

- ① 非住宅建築物における奈良県産材を使用した木造化支援事業補助金完了実績報告書（第4号様式）
- ② 構造材使用実績内訳書（第5号様式）
- ③ 各階平面図
- ④ 工事請負契約書又は請書の写し
- ⑤ 工事完了証明書（第6号様式）
- ⑥ 木材・木製品の合法性・持続可能性証明書及び JAS 材証明書（第7号様式）又は奈良県地域認証材証明書（第8号様式）
- ⑦ 納品伝票の写し  
    ※「納品伝票の写しについて」（7ページ）を必ずご確認ください。
- ⑧ 写真（事業の実施の際には、忘れずに必要写真の撮影を行うこと。）  
    ※「写真の撮り方について」（8ページ）を必ずご確認ください。
- ⑨ 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し  
    （建築確認申請を要しない場合：  
    建築基準法第15条第1項の規定により届け出た建築工事届  
    （ただし、行政機関が受理したことを確認できるもの）の写し）  
    ※申請時に提出していない場合、または申請時から変更が生じた場合のみ
- ⑩ その他知事が必要と認めるもの
- ⑪ 実績報告書類確認書（提出書類のチェックシート）

< 提出期限 >

工事完了後 **10日以内**  
**令和8年3月16日（月）**



※書類審査後、補助金の額の確定通知を行います。

(5) 補助金の交付請求

< 提出書類 >

- ① 非住宅建築物における奈良県産材を使用した木造化支援事業補助金交付請求書（第9号様式）
- ② アンケート

< 提出期限 >

※補助金の額の確定通知が出された後、速やかに提出してください。

(6) 辞退

構造材のうち奈良県産材の使用量が10m<sup>3</sup>未満となる、奈良県産材の使用をやめる、又は

竣工が遅れ、実績報告が提出期限内に提出できない等の理由により補助金交付の辞退をする場合は、速やかに利用辞退届を提出してください。

< 提出書類 >

- ① 非住宅建築物における奈良県産材を使用した木造化支援事業補助金利用辞退届  
(第10号様式)

< 提出期限 >

※辞退理由が生じた場合は、速やかに提出してください。

**8. 書類提出先**

書類の提出方法につきましては、下記のメールアドレスあてに送付してください。

※送受信確認のためメール送付後に、必ず電話にてご連絡をお願いします。

受付窓口：奈良県環境森林部県産材利用推進課 生産・需要拡大係  
電話番号 0742-27-7476  
メールアドレス naranoki@office.pref.nara.lg.jp

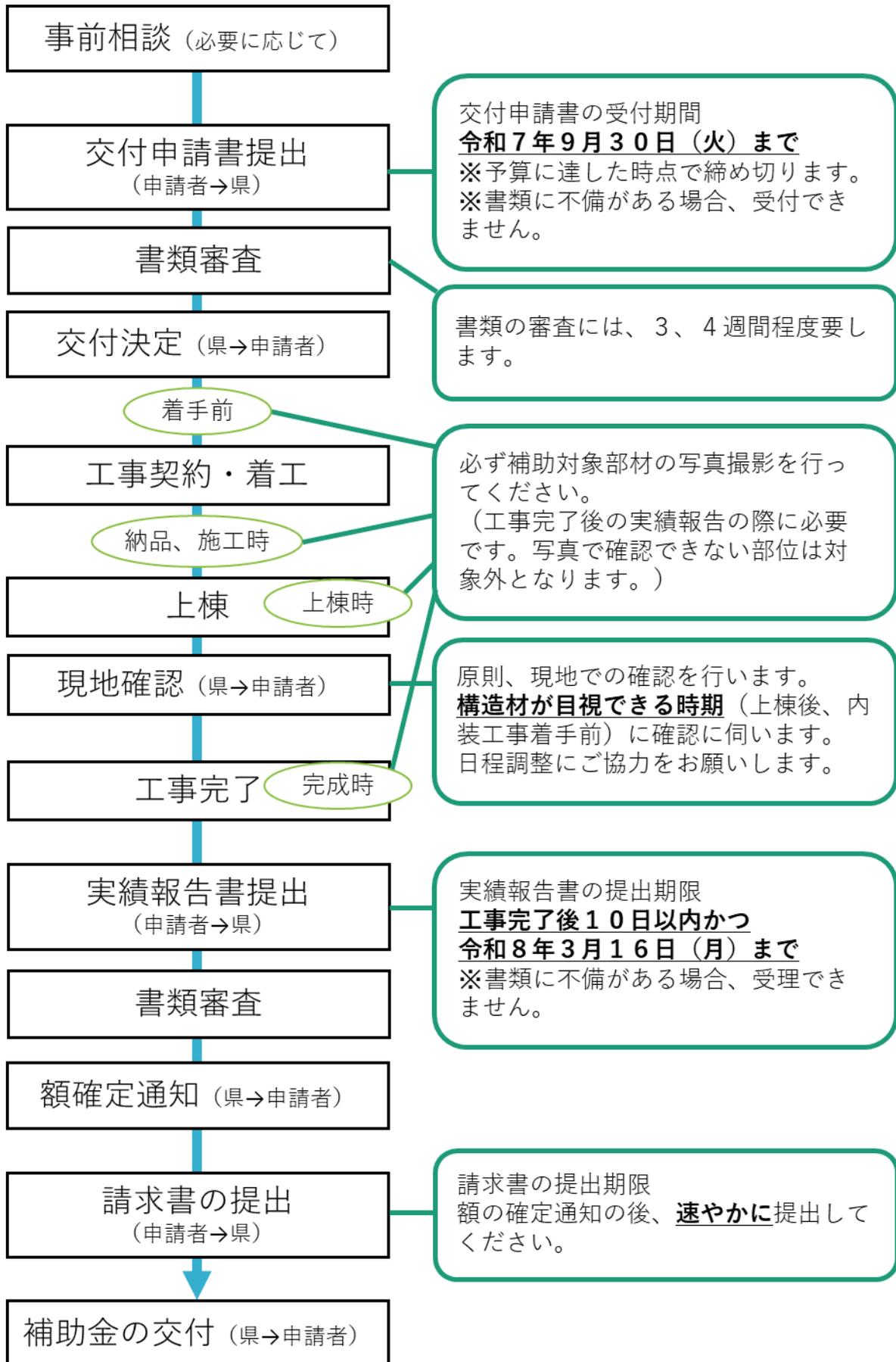
※必要書類の様式は、下記HPからダウンロードいただけます。

【奈良県 環境森林部 県産材利用推進課ホームページ】

<https://www.pref.nara.jp/66467.htm>



# 補助金申請から交付までの基本的な流れ



# 納品伝票の写しについて

実績報告時に提出する「納品伝票の写し」については、以下の取扱いとしますのでご留意下さい。

## 【具体例 1】

納品の流れ：「A：認定事業者」→「B：建築業者」

⇒実際の納品伝票の枚数：1枚 A→Bへの納品伝票

⇒実績報告時の提出枚数：1枚 A→Bへの納品伝票

## 【具体例 2】

納品の流れ：「A：認定事業者」→「B：材木店」→「C：建築業者」

⇒実際の納品伝票の枚数：2枚

A→Bへの納品伝票・B→Cへの納品伝票

⇒実績報告時の提出枚数：2枚

A→Bへの納品伝票・B→Cへの納品伝票

## 【具体例 3】（認定事業者が建築業も行っており、実際の納品書がない場合）

納品の流れ：「A：認定事業者」＝「A：建築業者」

⇒実際の納品伝票の枚数：0枚

⇒実績報告時：「納品証明書」を「奈良県知事」宛て、原本で提出。

以下を記載すること。

- ・申請者邸に納品した旨
- ・納品した木材の樹種、品目、規格（mm）（長さ・幅・厚み）、数量、材積（m<sup>3</sup>）

# 写真の撮り方について

実績報告時に提出する写真は、補助金支出の根拠となる重要な証拠になるため、以下の留意事項に注意して撮影してください。

## 【実績報告時に提出する必要がある写真】

1. 工事着手前の写真
2. 補助対象部位ごと（例：土台、柱、梁、筋かい 等）の木材の使用状況等（納品時、施行時を含む）を確認することができる写真  
（JAS 材を使用する場合は表示された JAS マークを確認できる写真、  
認証材を使用する場合は認証材シールを確認できる写真とすること）
3. 完成写真（外観全景及び内観）

## 【実績報告時に提出する写真に関する留意事項】

※写真の枚数に上限はありません。

「全体を撮影した引きの写真」と「部位を拡大した写真」を組み合わせるなどして以下の事項を満たすように写真を提出してください。

- ①ピントが合っており、対象を明確にして撮影していること
- ② **A 4 用紙**にカラー印刷もしくは貼付しているものであること
- ③写真のサイズは、**見やすい大きさ**であること
- ④各写真の**上下の向きを揃えること**  
※縦・横の写真が混在する場合等は、1枚のA4用紙ごとに揃えてください。
- ⑤必ず撮影対象を明記すること（例：受付、玄関ホール、客席 等）
- ⑥補助対象部位は**全種類**（1部位につき最低1枚以上）を提出すること
- ⑦建物の**どの位置に使われているか**分かること
- ⑧**部位の形**（奥行きや厚み）の判断ができること
- ⑨木目などにより**樹種**の判断ができること（養生で隠れているものは不可）
- ⑩写真に写っている**部位の名称を明記すること**（例：土台、柱、梁、筋かい 等）